

財 務 課
令和 7 年(2025 年)10 月 20 日

議 会 事 務 局 長
会 計 管 理 者
各 部 長
統 括 総 合 支 所 長 様
教 育 次 長
病院事業局総務部長

周防大島町総務部長

令和 8 年度当初予算編成方針の周知及び見積書等の提出について

町長による令和 8 年度当初予算編成方針(調製方針)が別添のとおり定まりましたので、財務規則第 9 条第 2 項の規定に基づき通知いたします。

各部等におかれましては、国、県の予算等の動向等を確認しながら、本方針に沿って予算編成作業に当たっていただき、期限内にシステム入力及び資料等提出を完了されますよう、よろしく願います。

令和8年度当初予算編成方針

第1 経済状況と国の動向

国の「月例経済報告（令和7年9月）」では、景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しているとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があると基調判断しています。

また、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へを掲げ、人口減少や高齢化を踏まえた生産性向上や人材確保、地域経済の再生には「地方創生2.0」を軸に活力ある社会づくりを推進しつつ、デジタル化やグリーン投資を成長戦略の柱としてスタートアップ支援やイノベーション促進による産業競争力の強化を図り、さらに社会保障制度の見直しや歳出の効率化を通じて2025年度以降のプライマリーバランス黒字化を視野に財政再建を進めるとともに、防災・減災や国際情勢への対応も含め、持続可能で強靱な経済社会の実現を目指すとしています。

さらに、令和7年8月に閣議で了解を得た令和8年度の予算を要求する際の基本方針では、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化し、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映することとしています。

なお、総務省の概算要求では、地方一般財源の総額については、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することが盛り込まれました。

本町としては、こうした国の動向に注視しつつ、予算編成を進めていく必要があります。

第2 本町の財政状況

令和6年度一般会計の決算は、歳入歳出ともに前年度対比で増額となり、次年度への繰越財源を差し引いた実質収支額は、前年度より1億円増加し、5億円の黒字とはなっていますが、これは財政調整基金へ2億円を積み立てた半面、7億円を取崩し一般会計へ組み入れた結果であり、町税や普通交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費や扶助費、公債費といった義務性格の経常経費にどの程度充当されているかを示す経常収支比率は、97.5%と本町の財政構造は硬直化が進んでおり、弾力性が失われ、決して財政に余力がある状況ではないと言えます。

一方で、財政の健全性を示す4つの指標である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」及び「将来負担比率」はいずれも早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は厳しい状況にあるものの、財政の健全性は維持されている状態です。

また、財政調整基金は県内でも屈指の残高保有となっていますが、令和7年度現予算における財政調整基金繰入金は13億円強であり、今後同規模の取崩しが続けば5年後には残高が無くなり、職員も痛みを伴うコストカットを含めた大幅な予算削減を行わないと予算編成が出来なくなる状態となります。自主財源に乏しい本町ですので、災害対応や今後見込まれる財政需要への備えとして、一定の水準が維持されるよう調整しながらの活用が重要となります。

令和8年度の見通しは、歳入面では、予算の大部分を担う地方交付税は、総務省の予算概算要求では前年度比2.0%増の要求が行われていますが、この度の国勢調査で人口の減少が予測される本町では、人口減少対策の急減緩和措置を考慮したとしても、現時点で3.5億円から4億円程度減額になると見込まれます。

歳出面では、維持補修費や人件費の増加、更なる物価高騰の影響が長期化し先行きを見通すことが困難な状況であり大変厳しい財政運営が続くと予想されます。

こうした本町財政状況の中、住民生活の向上に資する取り組みや未来を見据えたまちづくりへの意欲的な施策については積極的に進めることとし、財源不足の慢性化を招かないため、事務事業の選択と集中、新たな歳入の確保と支出すべき歳出の見極めを行い、持続可能で健全な財政運営に努めなければなりません。

第3 基本方針

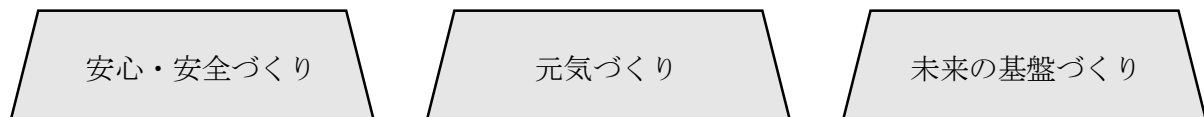
令和8年度当初予算は、これまで掲げてきた「安心・安全づくり」「元気づくり」「未来の基盤づくり」という三つの柱を一層加速させ、「周防大島がいちばん」と町民の皆さんに実感してもらえる町づくりの推進を基本とします。あわせて、現在策定中の第2次総合計画後期基本計画や第3期総合戦略など、町の将来像を描く各種計画の着実な遂行に取り組みます。さらに、移住施策を強化し促進すると共に、ゼロカーボンシティの実現やDXの推進といった社会的要請の高い課題にも対応し、「たのしい島」「すみたい島」「いきたい島」として魅力ある地域づくりを継続して進めます。これらの取組は、人口減少や地域経済の縮小といった構造的課題の克服にもつながる重要な視点であり、地域内外から選ばれる町づくりを進める上でも不可欠です。

しかしながら、本町の当初予算は歳出が歳入を大きく上回る構造が続いており、不足する一般財源を財政調整基金の繰入で補っているのが現状です。財政調整基金は恒久的な財源ではなく、将来にわたって安定的に依存できるものではありません。さらに、物価や人件費の高騰により歳出の増加が避けられない状況にあります。加えて、公共施設の老朽化対策や防災・減災対策など、今後も継続的な投資が求められる分野も少なくありません。

こうした中で、今一度、職員一人ひとりがコスト縮減の意識を共有し、限られた財源の中で最大限の政策効果を発揮することが求められます。必要性・有効性・緊急性・効率性の観点から事業を的確に見極め、健全で持続可能な財政運営を進めながら、真に必要な町民サービスを将来にわたって提供していくことが重要です。令和8年度予算は、そうした視点を踏まえ、職員の英知と創意を結集して編成に取り組むものとします。

■令和8年度当初予算が目指す三つの「柱」

最終的に編成された令和8年度当初予算が、次の三つの「柱」の実現となるよう、限られた財源の効果的な配分を目指す。



■通年予算編成

- ・現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成するものとします。
- ・制度改正、災害関連など真にやむを得ないもの、当初予算編成の中で協議したものを除き、基本的に補正は認めませんので計上漏れがないよう徹底すること。

■総合計画・総合戦略等の計画推進

令和8年度は、第2次周防大島町総合計画の後期基本計画及び第3期総合戦略の初年度であります。現在、両計画を策定中ではありますが、前計画の事業の成果を検証し、計画の実現に向けて事業の推進を図ることとします。

総合計画等各計画における主要施策の経費は、厳しい財源の状況においても、歳入歳出の収支の均衡をしっかりと堅持しながら、住民目線に立って検証し、住民にとって特に有益な事業に重きを置いた予算化を目指します。

- ・掲載事業の状況を把握し、実現に向けての政策課題を各所属で十分協議を行い、事業の実施手法や執行体制を含めて検証したうえで、予算要求すること。
- ・漠然と予算化ではなく、その施策目的の達成に向け、最善の方法、行程を検討すること。

■持続可能な財政基盤の確立に向けて

○創意工夫による一層の歳入確保

歳入の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し積極的な財源確保に努め、最大限、特定財源を活用するとともに、令和6年度決算を参照、精査し的確に計上すること。

- ・国・県支出金については、国や県の動向を踏まえた上で、各省庁の補助制度等を把握し、他市町の活用事例も参考にしつつ、活用可能な補助金等を計上すること。
- ・既存事業の継続であっても、財源の新規獲得にチャレンジすること。
- ・未収金については、公平性の観点から、特段の徴収努力を行うこと。
- ・物価高騰による経費の増加に対する使用料の見直しについても検討を行うこと。

○事業の「選択と集中」

毎年、要求時における歳出が歳入を大きく上回っており、要求される事業の全てを実施することは困難な状況が続いている。健全な財政状況を維持するため、「選択と集中」の理念により、実効性の高い取り組みを行い、財源がなければ事業の実施はできないことを十分認識の上、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本とします。

- ・持続可能な町運営を維持するため、各課においてあらゆる角度から見直しを行い、スクラップ&ビルドを再点検、再徹底し、歳出のスリム化を進めること。
- ・従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、既存事業の廃止・縮小を念頭に、単年度に過度に集中しないよう、事業の進度調整を図ること。
- ・新規事業は特定財源を確保しつつ、緊急性と必要性を見極め、事業の方向性、目的及び効果を明確にした上で要求すること。
- ・国庫補助金等財源の廃止・縮減に際し、単純な一般財源振替は原則認めない。
- ・従来からの行政改革に引き続き取り組むこと。
- ・人的余力や経費削減を生み出す行政DX推進を活用し、生み出された余力を新たなサービスの提供や質の高い事業展開に繋げていくことも一考。

○一般財源ベース要求額の削減

厳しい財政状況を打開するため、令和2年度から7年度までを「集中財政取組期間」とし、「予算総額120億円」と「一般財源30%減(対平成17年度)」を目標に歳出抑制を推進し、予算規模のスリム化に全庁的に取り組んできたが、新型コロナウイルス対策事業や燃油価格高騰、さらに人件費高騰の影響等特殊な要因から、目標を達することが叶わなかったことから、予算規模のスリム化及び一般財源の縮減という基本的な姿勢は変わりなく、経常的な継続経費については、マイナスシーリングを強化し、手法の合理化、運用の工夫・改善を検討し、一般財源ベースでの歳出削減を目指すこと。

新たな財源確保等によって一般財源の抑制に努めること

- ・全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止、休止など積極的な見直しやスクラップ&ビルドを進めること。
- ・令和6年度決算の状況や令和7年度予算執行状況等の分析に基づき、不要額縮減、事務の合理化等により歳出削減に取り組み、必要最低限の経費の積み上げで要求すること。

○施設の維持補修費

施設の劣化状況や重要度を考慮した上で、今後の在り方を検討し、施設の方向性を示し、より効率的な手法で要求すること。

- ・当該施設の必要性や他の既存施設の活用による廃止・休止を含め検討すること。
- ・予期しない修繕が生じた際は、年4回の定例議会への補正予算が原則。
- ・ゆえに、日頃から現場確認、点検等を行い予防に努めること。
- ・施設の長寿命化に要する経費は、原則、個別施設計画等の計画を提出すること。

■その他特記事項

- ・大型の新規事業や大きく方向変換となる事業は、原則、先の事前ヒアリングを行っていない事業は認めない。ただし、ヒアリング後に生じた事情によるものや、町長指示案件については、必要に応じ、町長等と事前の政策擦り合わせのうえ、内容を十分精査し要求すること。
- ・事業執行上、地域及び関係団体等の協力を要するものは事前に十分な調整を図るとともに、関係部局との連携に留意すること。
- ・障害者優先調達推進法の規定に基づき、地方公共団体の責務と経費削減のバランスに配慮しながら、可能な限りにおいて障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を図るとともに、関係部局との連携に留意すること。（要求書に障害者優先調達推進法の適用を明記）
- ・一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が 2027 年までに段階的に廃止することが決定されたことを踏まえ、施設の統廃合を含め LED 照明への計画的な更新等を検討すること。（2023 年 11 月「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」）
- ・歳出予算の見積にあたっては、物価高騰等を踏まえた適切な価格転嫁が進むよう、内閣官房及び公正取引委員会による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて見積相手方に対応すること。なお、適切な予定価格を設定するにあたっては、最新の実勢価格等を的確に把握し、見積り相手方と見積内容について丁寧なヒアリングを実施すること。
- ・建設工事請負費の予算の見積にあたっては、令和 7 年度から原則として全て発注者指定型による週休 2 日工事であることに留意すること。

第 4 債務負担行為について

○新規案件

- ・後年度の財政負担を義務付けるものであり、将来の財政硬直化の要因にもなり得ることに留意し、町長等と事前に方向性の協議を行ったうえ、積算根拠を明確にし、財務規則様式第 4 号及び年度別計画、並びに説明資料を提出すること。

○既存案件

- ・過去に設定している債務負担行為については、積算基礎欄に、【〇〇年債務負担】と設定済であることを明記し、年度別の設定状況がわかる資料を提出すること。

第 5 特別会計について

一般会計に準じて予算編成を行うものとするが、保険料や使用料で運営していく独立採算であることが基本であり、事業の一層の効率化、未収金の徴収等自主財源の確保による健全経営に努め、一般会計からの繰入を必要最小限度の額とすること。

- ・地方公営企業法の規定を適用する企業会計については、企業経営の原理に基づき、経営の合理化を推進し、健全経営に努めること。
なお、国の「令和 7 年度の地方公営企業繰出金について(通知)」を参考のこと。
- ・企業会計以外の特別会計については、独立採算制の理念に基づき、経営の合理化・健全化、自主財源の確保に努め、安易に一般会計からの繰入に依存しないこと。

様式：繰入金調書

- ・一般会計からの繰入金については、その理由別金額及び積算基礎について詳細を明示する「繰入金調書」を提出すること。
- ・要求額が変更となった場合、再度提出すること。

第6 提出期限及び提出物

○提出期限 … 令和7年11月20日(木) 17時15分迄

○提出物

- ①財源充当チェックリスト「歳入」 … 紙
- ②財源充当チェックリスト「歳出」 … 紙
- ③歳入予算要求書 … 紙提出は省略 ※システム格納
- ④歳出予算要求書 … 紙提出は省略 ※システム格納
- ⑤繰入金調書 … データ ※特別会計のみ（渡船除く）
- ⑥根拠資料・補足資料 … データ ※事業別

第7 当初予算編成スケジュール

日 程	内 容
令和7年10月20日(月) 10:00～	当初予算編成方針説明会
令和7年10月20日(月) 13:00～	当初予算編成方針等配布[掲示板] システム入力開始
令和7年11月20日(木) 17:15 迄	当初予算要求締め切り(提出期限) ※時間到来で自動的に入力不可となります。
令和7年11月下旬～	【1次査定】財務課担当ヒアリング(確認・調整・査定) ※2次査定用の資料づくりにご協力ください。
令和7年12月下旬～	【2次査定】副町長・総務部長・財務課長査定 ※担当課による予算要求内容の説明 ※町長が同席する場合があります。
令和8年2月上旬～	【3次査定】町長査定 ※副町長・総務部長・財務課長による予算案の説明。 ※特殊案件は担当課に出席を求める場合があります。

以上